

# 燕市立燕西小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月策定  
令和 8 年 3 月修正

## 1 いじめ防止の基本方針

### (1) 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であるにとらえ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止、根絶するための具体的、効果的取組を、地域や家庭、関係機関と連携しながら全校体制で進める。

次の3点をいじめ防止に向けた基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行う。また、いじめに関する情報は、児童、保護者、地域に対して決して隠蔽したり虚偽の説明を行ったりしない。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (3) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### (5) いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組む。

以下の①～⑦を教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識とする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

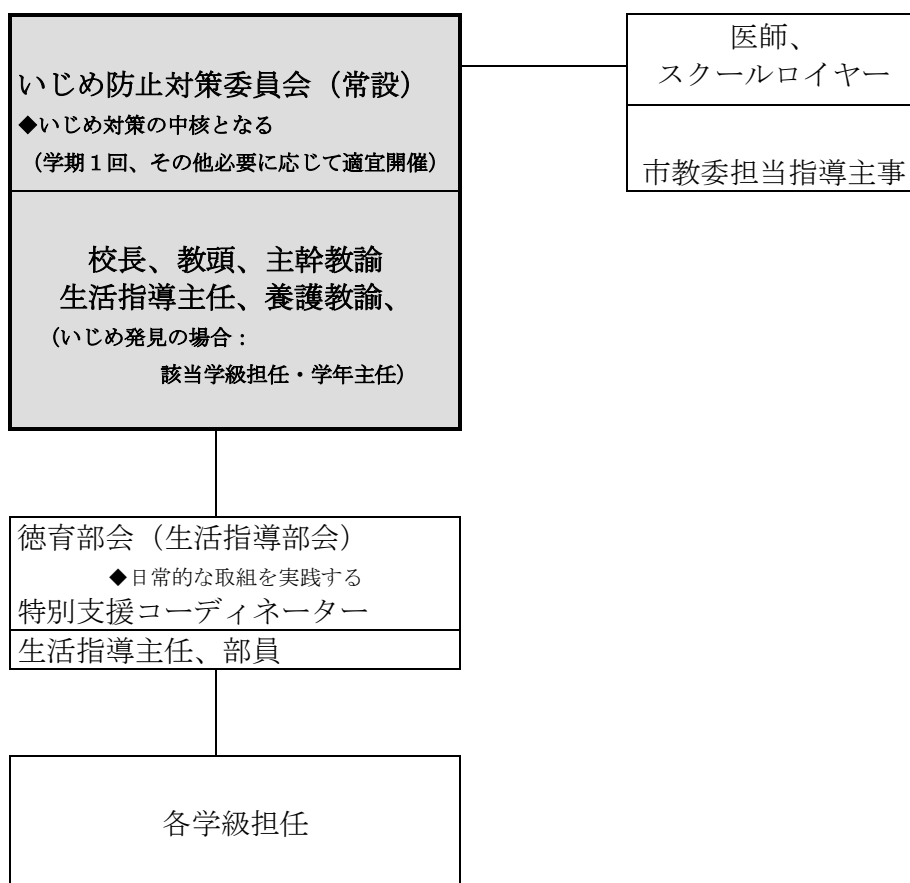
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### 【組織】



#### 【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭

※ いじめ発見の場合は、該当学級担任・学年主任を含めるなど柔軟に対応する。

#### 【役割】

いじめ対策の中核となり、以下の役割を担う。

- ① 学校基本方針の策定、年間指導計画の作成、実行（生活指導部会）、検証、修正
- ② いじめ相談・通報の窓口
- ③ いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応 方針の決定、保護者との連携した対応

## 【開催】

- 学期1回程度開催する。
- いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止に向け、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むことを第一とする。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことを大切にする。併せて、教育活動全体をとおして道徳教育の充実を図ることとする。

### (2) 未然防止に向けた取組

- ① 児童一人一人に活躍の場を設定するよう学級経営を充実させる。
- ② 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- ③ 学習における交流の場を設定する。
- ④ 読書を奨励し、積極的に推進する。
- ⑤ 道徳教育、豊かな人間関係づくり、人権週間の取組、いじめ見逃しゼロに向けた児童集会等を計画的に実施する。
- ⑥ 豊かな体験活動に取り組みせ、振り返る時間を設ける。
- ⑦ 学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ⑧ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、積極的に児童・保護者に啓発する。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本的な考え方

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

児童の何気ない言動の中に心の訴えを感じる鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力を持つとともに、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めることを大切にする。

### (2) 早期発見に向けた取組

#### ① 観察・情報交換

- 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- 日常的に児童について情報交換する。
- 保健室からの情報提供を大事にし、共有を図る。
- 職員終会（毎週）や学年主任会を活用し、定期的に情報交換する。

#### 【学校におけるいじめのサイン（例）】

- ◇急な体調不良
- ◇遅刻や早退の増加
- ◇授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ◇学用品、教科書、体育着等の紛失
- ◇学用品の破損、落書き
- ◇授業への遅刻
- ◇保健室への来室の増加
- ◇日頃、交流のない児童との行動
- ◇発言や言動に対する皮肉や失笑の頻発
- ◇多数児童からの執拗な質問や反駁
- ◇凶工、家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- ◇休み時間の単独行動
- ◇特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- ◇突然のあだ名
- ◇特定児童からの忌避・逃避
- ◇特定児童の持ち物からの逃避 等

## ② いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を次のとおり実施する。

- 児童対象アンケート調査 年5回（1学期2回、2学期2回、3学期1回）  
※1, 2学期の2回目は無記名、その他は記名式で実施する。
- アンケート後、学級担任による児童からの聞き取り調査を行う。
- 3年生以上年2回のQ-Uテストの実施

## ③ いじめ相談体制

- Q-Uテスト後、全校児童に教育相談「スマイル相談」を行う。（年2回）
- 心配される児童への定期的な相談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制を整備する。
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・スクールソーシャルワーカーの活用
- いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- いじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会への報告、連絡、相談を徹底する。

## ④ 家庭や地域との連携

- 学校だよりや学年だより、ホームページなどで、児童の活動を積極的に広報する。
- PTA 総会や学校便り等で、いじめに係る学校の考え方を周知する。
- 対外的な窓口は教頭とし、通報や情報の窓口も一本化する。

### 【家庭でのいじめのサイン（例）】

◇登校しぶり ◇転校の希望 ◇外出の回避 ◇感情の起伏の顕著化 ◇隠し事の発覚  
◇教師や友だちへの批判の増加 ◇家庭でのお金の紛失 ◇荒くなる金遣い  
◇長時間の電話や過度に丁寧な対応 ◇衣服の不必要な汚れ ◇体への傷やいたずらの痕跡  
◇保護者来校の拒絶 ◇過度なネットへの対応 等

### 【地域での見られるいじめのサイン（例）】

◇登下校中に特定児童が、他の児童の荷物を過度に持つ ◇一人だけ離れて登下校している  
◇故意に遅れて登校している ◇地域の公園や道路、空き地等にポツンとしている  
◇公園や空き地等で一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている  
◇コンビニや地区の商店等で、物品や飲食物をおごらせられている 等

## ⑤ いじめの防止に係る資質の向上

- いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

## 5 いじめの相談・通報窓口

### (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 教頭 0256-63-2020

### (2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- 新潟県下越いじめ相談電話 025-231-8359
- 県立教育センター悩み事相談テレホン 025-263-4737
- 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310（悩み言おう）
- 燕市教育委員会学校教育課 0256-77-8191
- 新潟県いじめ対策ポータル … 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310  
… 新潟県いじめ、不登校相談メール [ijime@mailsoudan.org](mailto:ijime@mailsoudan.org)
- 子供(こども)のSOSの相談窓口(そうだんまどぐち):文部科学省

### (3) いじめの相談や通報の指導

- いじめを受けた、見た、聞いた時に他に知らせることの大切さや勇気について指導する。

## 6 いじめを認知した場合の対応

### (1) 基本的な考え方

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うこととする。

- ◇いじめを認知した初期対応（最初の対応）に全力を注ぐ。
- ◇「様子を見よう」「悪ふざけ、単なるけんかだろう」等の考えは捨てる。
- ◇「いじめは絶対に許されない」との認識に立つ。
- ◇「早期、即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ◇「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提として判断する。
- ◇「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

### (2) 発見からの具体的な対応の展開

#### ① 速やかな報告

- 最初にいじめを認知した職員等は、直ちにいじめ防止対策委員会へ報告する。  
原則は、発見者→担任→学年主任→[生活指導主任→教頭→校長]のルートとする。  
※[ ]内は同時でもよい。
- 情報受信者を中心に次の項目で情報を整理し、教頭へ報告する。  
(・日時 ・場所 ・被害児童 ・加害児童 ・内容 ・情報受信者名)

#### ② いじめ防止対策委員会の招集「第1次緊急対応会議：児童からの聞き取り前」

- 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- 委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、該当担任・学年主任、養護教諭に加え、特別支援教育コーディネーター等事案に応じて編成する。
- 会議の内容

- (1) 情報の整理
    - ・いじめの状況 ・時系列での事実の把握 ・動機や背景
    - ・被害児童、加害児童の人間関係、家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
    - ・これまでの問題行動 等
  - (2) 対応方針の決定
    - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
  - (3) 事実確認の計画・役割分担
    - ・被害児童からの事実確認担当，時間，場所
    - ・加害児童からの事実確認担当，時間，場所
    - ・周辺児童からの事実確認担当，時間，場所
    - ・保護者への対応担当，対応方法（加害，被害それぞれ）
    - ・関係機関への対応担当
- ※事実確認は原則  
複数の職員で行う。

#### ③ 事実確認の実施

- すべて時系列で記録する。
- 事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。  
【被害児童からの事情聴取について】
  - ・被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
  - ・いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- 【加害児童からの事情聴取について】
  - ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
  - ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- 【周辺児童からの聞き取りについて】

- ・ 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

【被害児童保護者、加害児童保護者に対して】

- ・ 事実が明らかになった時点で、直ちに保護者と会って面談を行う。
- ・ 保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- ・ 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

④ いじめ防止対策委員会の招集「第2次緊急対応会議：指導と対応の決定」

- 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- 会議の内容

- |   |
|---|
| <p>(1) 事実確認内容の共有</p> <p>(2) 指導方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。</li> <li>・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>(3) 指導内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員に確認事実を周知し、分担して指導する。</li> </ul> |
|---|

⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導・対応

- いじめ被害児童への指導

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。</li> <li>・ 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。</li> <li>・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。</li> <li>・ 児童のよさや優れているところを認め、励ます。</li> <li>・ いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。</li> <li>・ 日記ノートや交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・ 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。</li> </ul> |
|--|

- いじめ加害児童への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者が恐れている場合も想定する。</li> <li>・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。</li> <li>・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。</li> <li>・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。</li> <li>・ いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・ 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を促す。</li> <li>・ 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。</li> </ul> |
|--|

- 周辺児童への指導・対応

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> <li>・ いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。</li> <li>・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。</li> <li>・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。</li> <li>・ 今後の行動について考えさせる。</li> <li>・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。</li> <li>・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul> |
|---|

## ⑥ 保護者への対応

- 被害児童保護者への対応(原則、家庭を訪問しての面談。)

- ・ 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校として謝罪を行う。
- ・ 再発防止策、支援方針等、今後の対応について具体的に説明し不安を除く。
- ・ 学校と家庭の今後の対応について共通理解を持つ。

- 加害児童保護者への対応(保護者と面談して伝える。電話対応は不可。)

- ・ 確認した事実関係を正確に伝える。
- ・ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- ・ 謝罪について相談の上、確認する。

## ⑦ いじめの解消

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月を目安とする相当期間継続して止んでいること。
- ・ いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。  
(本人及び保護者に面談等で確認する。)

## ⑧ 関係機関との連携

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

# 7 重大事態への対処

## (1) 重大事態についての基準

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
  - ・ 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。(必ずしも30日にこだわる必要はない。)
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時
  - ・ 重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

## (2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ [生活指導主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長]  
※[ ]内は同時でもよい。
- ② 校長 ⇒ 教育委員会学校教育課
  - ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
  - ※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
  - ※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

## (3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
  - ※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに従う
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：<事実の究明>
  - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
  - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

## 8 校内研修

### (1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を年間計画の中に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

### (2) 具体的な取組

- いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修を行う。
  - ・ 年度当初
- 講師を招聘して研修会を実施する。
  - ・ 職員研修
- いじめに係る研修会に参加した教員から研修報告を受ける場を設定する。

## 9 公表・点検・評価

- ① P T A総会、ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ② 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。(学校評価に位置付ける)
- ④ P D C Aサイクルによるいじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。
- ⑤ 聞き取り等の記録は、10年間保存することを原則とする。

## 10 その他

### (1) 児童と向き合える時間の確保

- 教育活動や校務の精選に努め、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間をもつ。
- 取り出し指導や研修参加時の代替指導など、授業支援サポート体制の整備を図る。

### (2) 地域との連携

- 地域子ども会主催の行事(夏休みのラジオ体操、奉仕活動、地域行事等)への児童の積極的な参加を支援していく。
- 合同会議(学校運営協議会、自治会長、民生児童委員等 年2回実施)を通して、児童理解を進めていくとともに学校課題を地域と共有し、一体となって対応していく。
- 問題とする事案が発生した場合は、速やかに報告してもらおう。窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。